

地方分権改革に係る文部科学省の回答

基本的な考え方

第3次勧告で指摘されている事項は、学校教育制度の根幹にかかわるものであることから、文部科学省としては、学校教育の環境の整備に関する基本方針や国と地方公共団体の責務等を定める「学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案」（教育環境整備法案）（※）の国会提出に向けた今後の検討の中で、第3次勧告の趣旨も十分に参酌した上で、教育一括交付金（仮称）の実現に向けた検討状況も見極めつつ、学校教育における地方分権の推進に取り組んでいくこととしている。

※ 第171回国会において民主党から法案提出、参議院可決・衆議院で審査未了

このような基本的な考え方の下、見直し対象とされている個々の条項については、下記の通り対応することとする。

地方要望関連事項

[施設・公物設置管理の基準]

- 認定こども園の設備・運営基準（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） [可否：△（既に参酌基準になっている「施設の設備及び運営に関する基準に係る部分は○）]

・現在、厚生労働省において、保育制度改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局とも調整しつつ、この改革の検討とあわせて、認定こども園制度改革について検討。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置基準（学校教育法） [可否：×]

・全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、学校の一定の教育水準や安全を保障するため、国として、国公立共通の最低基準としての学校設置基準を定めることが必要。現在の設置基準は、弾力的・大綱的な規定である。

・幼稚園設置基準に対する要望以外、学校の設置基準の廃止又は条例委任を希望するといった地方公共団体等からの要望は出されていないと認識。

・この学校教育法第3条は、何が「学校」であるかを定める最低の基準に関する規定として学校教育法の根幹にかかわるものであり、義務教育を含めた学校教育制度全体の在り方の問題である。

○ 都道府県教委による学級編制の基準、都道府県ごとの教職員定数の標準（義務標準法） [可否：△]

- ・学級編制・教職員定数の在り方については、学校教育制度の根幹に関わるものであることから、教育環境整備法案や教育一括交付金（仮称）等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。
- ・学級編制に関する都道府県から市町村への権限の移譲については、第一次勧告を踏まえ、地方教育関係者と人事権や給与負担等の移譲とあわせて議論し、現在、関係者間の意見調整を行っているところである。現時点において、関係者間の意見の隔たりが大きいことから、引き続き意見調整を進めてまいりたい。なお、意見調整を円滑に進めるためには、教育一括交付金（仮称）の早期の導入が望まれる。
- ・教職員定数については、本法に定める数を標準として、各都道府県が定めることとされている。さらに、この定数については、従来から「地教行法」において「都道府県の条例で定める」こととされており、ご指摘の内容については現行制度上すでに措置されているものとする。

○ へき地学校等の指定に係る基準等（へき地教育振興法） [可否：△]

- ・全国知事会からの要望（平成19年5月）などを踏まえ、財政当局との調整を経て本年3月にへき地学校等指定基準を改正し、都道府県がへき地学校等の指定を行うにあたって地域の実情に応じた調整を可能とする仕組みを取り入れたところであり、現行制度上すでに措置されている。この改正を受け、現在、都道府県において指定の見直し作業が行われているところである。

[協議、同意、許可・認可・承認]

○ 市町村の設置する幼稚園、高等学校等の設置廃止等に係る都道府県教委の認可（学校教育法） [可否：○]

- ・勧告通り、市町村立幼稚園の設置・廃止等に係る都道府県の認可制を届出制に移行（新分権一括法で対応）。

○ 学級編制についての都道府県教委の同意（義務標準法） [可否：△]

- ・学級編制・教職員定数の在り方については、教育環境整備法案や教育一括交付金（仮称）等の検討の中で教育条件整備全体の観点から検討を行う必要がある。
- ・学級編制に関する都道府県から市町村への権限の移譲については、第一次勧告を踏まえ、地方教育関係者と人事権や給与負担等の移譲とあわせて議論し、現在、関係者間の意見調整を行っているところである。現時点では、関係者間の意見の隔たりが大きいことから、引き続き意見調整を進める。なお、意見調整を円滑に進めるためには、教育一括交付金（仮称）の早期の導入が望まれる。

地方要望関連事項以外の事項

[施設・公物設置管理の基準]

- 認定こども園の表示基準（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） [可否：○]

・ 勧告通り、認定こども園の表示基準を条例委任（新分権一括法で対応）。

[協議、同意、許可・認可・承認]

- 学校運営協議会を行う学校の指定に係る市町村教委から都道府県教委への事前協議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律） [可否：○]

・ 勧告通り、学校運営協議会を行う学校の指定に係る市町村教委から都道府県教委への事前協議を廃止（新分権一括法で対応）。

- 国等の所有地における埋蔵文化財の発掘に係る関係省庁の長への協議（文化財保護法） [可否：○]

・ 勧告通り、関係省庁の長への協議を廃止（新分権一括法で対応）。

第1次勧告関連事項

- 認定こども園を構成する認可外保育施設への災害共済給付の適用（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）

・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法を改正し、認定こども園を構成する認可外保育施設を災害共済給付の対象とする。